

第 2 6 回 広 報 委 員 会

日本商品先物振興協会

日 時 平成20年 2 月 6 日 (水) 14:00～

場 所 先物協会 会議室

議 題 1. 来年度における広報事業の枠組みについて
そ の 他

以 上

平成20年度広報事業の枠組みについて

商品先物市場が大きな変革を求められている中で、市場流動性の回復と会員の経営環境の改善に向け、業界としてどのような広報活動に取り組んでいくか。

依然、売買高が低迷している現状に鑑みれば、緊縮が求められる協会予算で、広報事業は何を優先するか。

【広報事業計画（案）】

商品先物市場の競争力強化が国の施策として推進される大きな流れを捉え、商品先物取引の利用に係る知識普及について、一般社会に公正中立に受け止められるよう商品取引所を中心とする業界関係機関の有機的な連携のもとに、効率的かつ効果的に取り組む。

また、報道メディア等に対して、業界の各種情報や前向きな取組姿勢を発信し、信頼感の醸成を図る。

1. 商品先物市場の利用知識の普及

（取引所・関係団体一体となった「商品さきもの知識普及委員会」の名の下に実施。）

① 啓蒙セミナーの定期的開催

個人投資家・事業者・機能的資金運用者等を対象に、商品先物市場を利用するための知識・ノウハウを習得できるセミナーを定期的で開催する。

（19年度は、産経マネーフェスタに取引所と共同で協賛）

② Webによる啓蒙

「商品さきもの知識普及委員会」を運営者とし、利用知識普及を目的としたインターネット・サイトを新たに構築し、取引所の協力を得て、商品先物投資、ヘッジ利用等に係る知識・ノウハウを紹介する。既存の協会ホームページ及び「投資家応援ナビ」の投資家向け・産業界向けコンテンツも新サイトに移管又はリンクさせ、多様な層からの市場利用を促す。

2. 商品先物取引の信頼性の訴求

① メディアに対するPR活動

広く社会一般に商品先物取引の正しい理解と認識を醸成するため、報道メディアに対する情報発信、意見交換等のPR（パブリック・リレーショ

ン) 活動に取り組む。

② 不当な営業手法排除の表明（業界自浄機能の発揮）

商品先物取引を告知しない勧誘、断定的判断の提供など勧誘・行為規制に抵触する営業手法を排除するため、会員のコンプライアンスの徹底を図るとともに、ポスター・リーフレット・インターネット等で悪質な営業手法を紹介し広く注意喚起を行う。

3. 商品先物取引の認知向上

○ テレビ番組の提供

日経CNBCの商品先物情報番組「デリバティブ・マーケット」（3月まで放送の「先物ワールド」をタイトル変更）において、取引所と共同で、投資家に商品先物取引関連情報等を発信するとともに、協会CMを放映する。（19年度も取引所と共同で同番組を提供）

4. その他（継続的事業）

① 「投資家応援ナビ」コンテンツの更新

同サイトの「先輩投資家の声」を随時、追加更新する。

② パンフレットの作成・配布

一般投資家向けパンフレット「はじめての商品先物取引」及び商品先物取引の所得に係る税制について解説した「商品先物取引と税金」を資料請求者等に配布するほか、会員の営業ツールとして実費頒布する。（PDF版は協会ホームページに掲載）

③ 業界内広報

ア) 先物協会ニュースの発行

当協会の活動状況を中心に業界の様々な動きに係る記事を掲載した「先物協会ニュース」を継続して発行する。

イ) 業界を取り巻く各種情報の提供

商品先物取引業界をめぐる行政及び取引所等の取組の状況、関係資料等を協会ホームページ、協会短信（FAX）、会員代表者懇談会等を通じてきめ細かく会員に周知し、情報の共有を図る。

④ リクルートの支援広報

関東、中部、北陸、関西、西日本の5地区で開催される大学就職部と業界関係者との懇談会において、業界の現状等について啓蒙を図るとともに、その運営を支援するため助成を行う。

⑤ 協会事業推進のための支援広報

制度政策の実現に向けて、関係方面との勉強会・懇親会を開催する。

以 上